

建設工事の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和4年12月19日  
大阪府

## 「建設業法施行令の一部を改正する政令」について

### 1 「建設業法施行令の一部を改正する政令」が令和4年11月15日付けで閣議決定されました

詳細については、国土交通省ホームページを参照してください↓

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00139.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00139.html)

### 2 概要

◇近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件の見直しが行われます。

※( )内は建築一式工事の場合

	現 行	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4000万円 (6000万円)	4500万円 (7000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3500万円 (7000万円)	4000万円 (8000万円)
特定専門工事の下請代金額の上限	3500万円	4000万円

◇技術検定の受検資格は国土交通省令で定めることとし、今後、省令改正により現行の受検資格が見直されます。

◇受検資格が見直されることに伴い、大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において国土交通大臣が定める学科を修めて卒業した者等については、第一次検定の一部を免除することができることとされます。

### 3 スケジュール

◇公布日：令和4年11月18日（金）

◇施行日：令和5年1月1日（日）【金額要件の見直し関係】

※請負契約の時点にかかわらず、令和5年1月1日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。なお、大阪府においても国に準じた取扱いを行います。

令和6年4月1日（月）【技術検定関係】

【問い合わせ先】

総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6941-0351（内線 5375）